

構内営業関係事務処理要領

制定	平成16年	4月	1日	東空理第430号
一部改正	平成17年	8月	11日	東空理第92号
一部改正	平成20年	3月	27日	東空理第183号
一部改正	平成22年	12月	22日	東空理第336号
一部改正	平成23年	10月	25日	東空理第150号
一部改正	平成25年	3月	15日	東空理第213号
一部改正	平成26年	3月	27日	東空理第230号
一部改正	平成28年	3月	31日	東空理第319号
一部改正	平成29年	3月	27日	東空理第260号

第1条 構内営業の類別

構内営業は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号。以下「規則」という。）第12条、第12条の2及び第12条の3により、次のとおり類別される。

(1) 第1類営業（規則第12条）

空港内の国の管理する土地、建物、その他の施設を借用して行う営業（規則第12条の規定により「航空法及び貨物利用運送事業法の規定による許可等を受けた者」が、その許可等に係る営業を行う場合を除く。）

(2) 第2類営業（規則第12条の2）

空港内の国の管理する土地、建物、その他の施設において行う営業で第1類営業以外のもの（規則第12条の2の規定により「旅客自動車運送事業者」又は「航空法及び貨物利用運送事業法の規定による許可等を受けた者」が、その許可等に係る営業を行う場合を除く。）

(3) 第3類営業（規則第12条の3）

空港内における第1類営業及び第2類営業以外の営業（「旅客自動車運送事業者（空港内の土地、建物、その他の施設を借用して営業を行う者を除く。）」又は「航空法及び貨物利用運送事業法の規定による許可等を受けた者」が、その許可等に係る営業を行う場合を除く。）

第2条 構内営業者の資格要件

第1類及び第2類構内営業者は次の資格要件を満たさなければならない。

- (1) 規則第12条又は第12条の2に基づく申請を行う者（個人、法人又は団体をいう。以下「申請者」という。）が、同条に基づく承認を拒否された日又は規則第26条第1項若しくは第2項に基づき承認を取り消された日から2年を経過しない者ではないこと。
- (2) 申請者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に規則第12条若しくは第12条の2に基づく承認を拒否された法人若しくは団体又は規則第26条第1項若しくは第2項に基づき承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めていないこと。
- (3) 申請者の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け

ることがなくなった日から2年を経過しない者ではないこと。

- (4) 申請者の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 申請者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- (7) 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

第3条 営業の申請及び承認

- 1 第1類営業又は第2類営業の承認申請は、別紙様式-1により行わせるものとし、承認期間を更新しようとするときは、様式-2により行わせるものとする。
- 2 空港事務所長は、第1類営業に係る新規承認申請及び期間更新申請を東京航空局長に送付するに際して、申請内容を調査のうえ別紙様式-3による構内営業承認申請調査書に必要な事項を記入し、これを添付するものとする。
- 3 第1類営業に係る新規承認申請時については、併せて国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく国有財産等使用許可（以下、「国有財産等使用許可」という。）にかかる申請を行わせ、規則第7条に基づく施設設置等承認（以下、「施設設置等承認」という。）にかかる申請を要するものについても原則として同時に申請を行わせるものとする。
- 4 営業の承認は、次の基準により行うものとし、これに係る審査は別紙様式-4により行うものとする。

なお、当該営業に関する国有財産等使用許可又は施設設置等承認が拒否される場合には、当該営業の承認を拒否するものとする。

 - (1) 当該営業が空港利用者の利便のために必要なものであること。
 - (2) 当該営業が空港の適正な運営を妨げないものであること。
 - (3) 当該営業の遂行上適切な計画を有するものであること。
 - (4) 「駐車場業の構内営業の承認に当たっての公募制の導入について（平成15年10月27日付、国空管第134号）」により公募を行うこととされている営業に関しては、別に定める構内営業者評価選定審査会において選定された者であること。
- 5 営業の承認にあたっては、少なくとも次の期間及び条件を附するものとする。ただし、(8)については駐車場業を行うものに対して、(9)(10)及び(11)については、貸室業を行うものに対して、(12)については、旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル及び航空機燃料供給固定施設を設置して営業を行うものに対して附するものとする。標準的な承認書の様式は、第1類営業については別紙様式-5、第2類営業については別紙様式-6により行うものとする。
 - (1) 承認の期間は3年以下とすること。ただし、第1類営業について、その承認の期間の満了前に国有財産の使用許可期間（使用許可期間に終期の定めがある場合は終

期を満了日とする)が満了し、又は当該許可を取り消された場合には、その満了日又は取消日をもって承認の期間が終了すること。なお、承認の期間を更新しようとするときは、承認の期間の満了2ヶ月前(承認の期間が2ヶ月に満たないときはこの限りでない。)までに更新の申請を行うこと。

- (2) (1)によることなく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条により選定された民間事業者についての承認の期間は、当該民間事業者と締結された事業契約において定められた契約期間以下とすること。ただし、その承認の期間の満了前に事業契約が解除された場合には、その解除日をもって承認の期間が終了すること。
- (3) 規則その他関係諸法令を遵守すること。
- (4) 次の場合には、営業の全部若しくは一部についての承認を取り消し、又は営業の停止を命ずることがある。
 - (ア) 当該営業に関して著しく不当な行為があったとき。
 - (イ) 第2条の資格要件又は前項に掲げる基準を満たさないと認められることとなったとき。
 - (ウ) 法令若しくは規則に基づく命令又は承認に附した条件に従わなかったとき。
 - (エ) 本承認に係る申請に虚偽が判明したとき等、不正の手段により承認を受けたことが判明したとき。
 - (オ) 申請者が規則に違反したとき。
 - (カ) 国有財産等使用許可又は施設設置等承認が取り消されたとき。
- (5) 氏名又は住所(法人にあっては、名称、住所、定款、資本の額又は役員、団体にあっては、名称又は住所)に変更があったときは、速やかにその旨を報告すること。
- (6) 毎営業年度終了後4ヶ月以内に決算報告書及び当該空港内の構内営業実績報告書を提出すること。
- (7) 営業承認の更新にあたっての添付書類として、当該空港内の構内営業実績報告書を提出するとともに、3年に一回、事業計画書、資金調達概要及び事業収支見積書(各3カ年分)を提出すること。事業計画については、構内営業実績と比較できるよう、少なくとも損益計算書のうち営業収益・売上高、営業費用、営業利益を含むこととする。なお、提出された構内営業実績を踏まえ、次年度以降の適正な営業が不透明な場合は東京航空局長又は空港事務所長はヒアリングを実施することがある。
- (8) 東京航空局長又は空港事務所長から駐車場利用台数の報告を求められた場合には速やかに報告すること。
- (9) 入居者の選定及び管理は、空港の秩序の維持及び品位の保持の見地から行い、当該営業が空港の適正な運営を妨げないものであること。
- (10) 規則第25条に基づき東京航空局長が当該営業に係る施設の使用の停止又は修理、改造、移転、除去その他の措置を命じた場合に、当該命令の範囲内で入居者との入居契約を変更し、又は解除できる旨の特約を入居契約の中に設けること。
- (11) 毎年4月1日現在の全入居者の状況について、一覧表(名称、事業内容を記載したもの)を作成し、その年の4月30日までに空港事務所長を経由して東京航空局長に報告すること。
- (12) 営業者は、絶えず航空輸送及び旅客の安全性向上に努めるとともに、営業承認後、速やかに安全の確保のための必要な計画を定め、東京航空局長に届け出ること。なお、計画内容に変更が生じた場合には速やかに東京航空局長へ届け出ること。
- (13) 滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間

による運営等の実施を主たる手法とする空港経営改革について、承認の期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続きに際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続きを行うこと等、国の空港経営改革の方針や関係者との調整に積極的に協力すること等はもとより、国からの協力要請があった場合には、その要請に従うこと。

(14) (1) から (13) に定める条件について、東京航空局長に特別な理由があるときは、これを変更することができる。

- 6 第1類及び第2類営業の承認申請にあっては、別紙様式-7を提出させるものとする。
- 7 東京航空局長は、第1類営業を承認したときは、その旨を空港事務所長に通知し、空港事務所長は、第2類営業を承認したときは、その旨を東京航空局長に報告するものとする。

第4条 営業の届出

- 1 第3類営業の届出は、別紙様式-8により行わせるものとする。
- 2 届出書等の受理は、次により行うものとする。
 - (1) 届出書は2通提出させるものとする。
 - (2) 空港事務所長は、届出書及び添付書類の記載事項を確認のうえ受理するものとし、受理したときは届出書に受理印を押し、1通を届出者に返付するものとする。
 - (3) 氏名又は住所（法人にあっては、名称、住所、定款、資本の額又は役員）に変更があった場合は、すみやかにその旨を届け出させるものとする。

第5条 営業の譲渡、貸渡し又は委託

- 1 規則第13条による営業の譲渡、貸渡し又は委託の承認申請は別紙様式-9により、届出は別紙様式-10により行わせるものとする。
- 2 営業の譲渡又は委託の承認については第3条、届出の受理については前条に準じて処理するものとする。

第6条 営業の休廃止

- 1 規則第14条による営業の休止又は廃止の届出は、別紙様式-11により行わせるものとし、届出書2通を事前に提出させるものとする。
- 2 届出書は記載事項を確認のうえ受理するものとし、受理したときは届出書に受理印を押し、1通を届出者に返付するものとする。
- 3 東京航空局長は、第1類営業に係る届出書を受理したときは、その旨を空港事務所長に通知し、空港事務所長は、第2類営業に係る届出書を受理したときは、その旨を東京航空局長に報告するものとする。
- 4 営業の再開の届出は、別紙様式-12により行わせるものとし、届出書2通を事前に提出させるものとする。

第7条 営業に係る価格又は料金

- 1 規則第16条による営業に係る価格又は料金の設定又は変更の承認申請は、別紙様式-13により行なわせるものとする。ただし、駐車場業の料金の承認申請については、「駐車場業の料金の承認に係る上制限の導入について（平成8年3月11日付、空管第31

号)」に基づき、別紙様式－１４により行わせるものとする。

- 2 空港事務所長は、規則第１６条に係る申請書を東京航空局長に送付するに際しては、申請内容を検討のうえ別紙様式－１５による構内営業料金承認申請調査書に必要な事項を記入し、これを添付するものとする。
- 3 営業に係る価格又は料金の承認は、次の基準により行うものとし、これに係る審査は、別紙様式－１６により行うものとする。なお、審査の詳細については別に定める審査要領によるものとする。
 - (１) 合理的な経営の下における適正な原価に、適正な利潤を加えたものを超えないものであること。
 - (２) 特定の空港利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 4 営業に係る価格又は料金の承認にあたっては、当該承認に係る事業の収支状況及び見積を徴収し、前項の基準への適合性を審査するものとする。なお、標準的な承認書の様式は、別紙様式－１７により行うものとする。ただし、駐車場業に係るものについては、別紙様式－１８により行うものとする。
- 5 東京航空局長は、営業に係る価格又は料金を承認したときは、その旨を空港事務所長に通知するものとする。
- 6 駐車場に係る料金について、承認を受けた範囲内における変更にあたっては、別紙様式－１９により行わせるものとし、届出書２通を事前に提出させるものとする。

第８条 営業改善命令等

- 1 規則第２５条により、空港管理上特に必要があるときは、営業者に対し営業の停止、営業の改善その他当該営業について必要な措置を命ずるものとする。特に、営業に係る価格又は料金についても、前条第３項に定める基準に照らし著しく不合理なものと認めるときは、当該価格又は料金の改訂を命ずるものとする。
- 2 前項の命令を行うに際しては、当該営業者に対し命令に基づきとった措置について報告すべきことを指示するものとする。
- 3 第１項により、東京航空局長が第１類営業者に対し命令を行ったときは、その旨を空港事務所長に通知し、空港事務所長は、第２類又は第３類営業者に対し命令を行ったときは、その旨を東京航空局長に報告するものとする。
- 4 第２項により、当該営業者から措置について報告を受けたときは、その報告の内容を前項に準じて、それぞれに通知又は報告するものとする。
- 5 規則第２６条により、東京航空局長が第１類営業者に対し営業の承認を取り消したときは、その旨を空港事務所長に通知し、空港事務所長が第２類営業者に対し営業の承認を取り消したときは、その旨を東京航空局長に報告するものとする。

第９条 構内営業者台帳

- 1 空港事務所長は、当該空港における全営業者について別紙様式－２０の１、様式－２０の２、様式－２０の３により構内営業者台帳を作成して備え置くこととし、東京航空局長が求めた場合にはすみやかに提出すること。
- 2 空港事務所長は、当該空港における毎年４月１日現在の全営業者に係る構内営業者台帳を、その年の４月３０日までに東京航空局長あて送付するものとし、東京航空局長は、管内空港別の構内営業者台帳の写しを、その年の５月１５日までに航空局長あて送付するものとする。

第10条 既存営業者の取扱い

平成16年3月31日以前に交付された承認書の効力は、平成16年4月1日以降も引き続きのものとする。ただし、承認書に期限が附されているものについては、記載されている最終期までとする。

第11条 本通達の準用

民航専用地域のみ国土交通大臣が管理する飛行場においても、当該民航専用地域に係る構内営業に係る措置については、本通達に準じて取り扱うものとする。

第12条 承認に疑義が生じる場合の取扱い

新規承認申請又は期間更新申請の審査において、承認に疑義が生じる場合の取扱いについては、別添1によるものとする。

附則（平成16年 4月 1日東空理第430号）

この通達は、平成16年 4月 1日から適用する。

附則（平成17年 8月 11日東空理第92号）

この通達は、平成17年 8月 12日から適用する。

附則（平成20年 3月 27日東空理第183号）

この通達は、平成20年 3月 27日から適用する。

附則（平成22年12月22日東空理第336号）

この通達は、平成22年12月22日から適用する。

附則（平成23年10月25日東空理第150号）

この通達は、平成23年10月25日から適用する。

附則（平成25年3月15日東空理第213号）

この通達は、平成25年3月22日から適用する

附則（平成26年 3月 27日東空理第230号）

1 この通達は、平成26年 3月 27日から適用する

2 この通達の施行日の前日までに承認された第2類構内営業者については別紙様式-7を提出させるものとする。

附則（平成28年 3月31日東空理第319号）

この通達は、平成28年 4月 1日から適用する

附則（平成29年 3月27日東空理第260号）

この通達は、平成29年 3月27日から適用する

承認に疑義が生じる場合の取扱いについて

1. 新規申請の承認に疑義が生じる場合

新規承認申請の審査にあたっては、計画内容を具体的に示す資料を求めるとともに、審査の結果、承認に疑義が生じる場合においては、東京航空局は本省担当課室に相談し、本省から日付と所属長の署名入りの文書で助言・指導を受けるものとする。

<計画内容を具体的に示す資料例>

- ・事業計画書 事業の確実性を示す資料（相手方との業務請負契約書等）
- ・資金調達概要 借入金については融資等の証明書、自己資金については残高証明書等
- ・事業収支見積書 需要見込みの算出根拠、費用内容を説明する具体的資料、工事費用の積算見積等

<承認に疑義が生じる場合の例>

- ・業務請負契約の締結の目処が立っていない。
- ・事業収支見積もりについて、数年連続で赤字である。
- ・提出資料の信頼性について、確認が困難である。

2. 期間更新申請の承認に疑義が生じる場合

期間更新申請の審査の結果、疑義が生じる場合においては、東京航空局は本省担当課室に相談し、本省から、日付と所属長の署名入りの文書で助言・指導を受けるものとする。

<承認に疑義が生じる場合の例>

- ・当初の事業計画と営業実績が大きく乖離している。
- ・今後の事業計画の改善の見込みがない。
- ・今後の事業計画の根拠が不十分である。

構内営業承認申請書

平成 年 月 日

(長経由)
長 殿

住 所
電話番号
氏名又は名称 印

〇〇空港内において下記の構内営業承認を受けたいので、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

第12条の2第1項

なお、承認後は、空港管理規則その他関係諸法令及び東京航空局長の指示又は命令を遵守し。

〇〇空港事務所長

ます。

記

1. 営業の種類、種目及び目的

- (1) 第 類営業
- (2) 営業種目
- (3) 目 的

2. 申請理由

3. 利用予定施設等

- (1) 名称及び位置（別添図示のとおり）
- (2) 面積 m^2
- (3) 構造 造 階建
- (4) 使用車両の種類及び台数
- (5) 従業員数及び空港内従業員数
- (6) その他

4. 資本の額

5. 現に当該空港で行っている営業の種類及びその概要

- (1) 第 類営業
- (2) 営業の概要

6. 現に行っているその他の営業の概要 (他空港・空港外)

7. 添付書類

- (1) 空港管理規則 第 1 2 条第 2 項 該当の書類
第 1 2 条の 2 第 2 項
- (2) 構内営業の企図に関する総会又は役員会の決議書等の写
- (3) 事業計画書及び資金調達概要並びに事業収支見積書 (3 ヶ年分)
- (4) 常勤役員、実務担当責任者の経歴書及び株主名簿
- (5) 当該事業の組織等を明示した書類
- (6) ターミナルビル等国以外の者の管理する施設の借用を伴う第 2 類営業を行おうとする者にとっては、利用予定施設につき、当該施設の所有者等との間で締結した使用契約書 (当該使用契約が規則第 1 2 条の 2 による空港事務所長の承認があった時に効力を生ずるものとする内容のものであっても差し支えない。) の写
- (7) 構内営業承認申請に係る誓約書 (様式 - 7)
- (8) その他参考資料

構内営業期間更新承認申請書

平成 年 月 日

(長経由)
長 殿

住 所
電話番号
氏名又は名称 印

〇〇空港内における構内営業は、平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって期間が満了となることから、下記のとおり期間更新の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、承認後は、空港管理規則その他関係諸法令及び東京航空局長の指示又は命令を遵守します。
〇〇空港事務所長

記

1. 営業の種類 第 類営業
2. 営業種目
3. 添付書類 別紙のとおり
4. そ の 他 事務担当者 :
連絡先 : 電話
F A X
E-mail

1. 会社名		
2. 会社所在地等	本 社	空 港 内
所 在 地		
代 表 者 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
担 当 者		
E - m a i l		
従 業 員 数		
使用車両の種類及び台数		
3. 資本金		
4. 当初の種目別承認番号、 年月日及び事業概要		
5. 最近の期間更新承認番号 及び年月日		
6. 現に行っているその他の 営業の概要 (他空港・空港外)		
7. 所有(利用)施設の状況(施設名及び面積等)		

8. 更新申請にあたっての添付書類

	添付書類名	備考（前回承認時から変更があった場合は変更日及び変更内容を記載）
1	定款又は寄付行為	
2	商業登記簿謄本	
3	構内営業実績報告書 （最近の事業報告を含む）	
4	事業計画書及び資金調達概要 並びに事業収支見積書（3カ年分）※1	
5	当該営業にかかる主務官公庁の 許可証等（写）	
6	常勤役員経歴書	
7	株主名簿	
8	組織図	
9	図面・位置図等	
10	使用契約書の写し※2	
11	構内営業承認申請に係る誓約書 （様式－7）	
12	その他参考資料 ・会社案内	

※1 当局が別途指定する時期において3年に1回提出すること。

※2 国以外の者の管理する施設の借用を伴う第2類営業者で利用施設につき当該所有者等との間で締結したもの。

構内営業承認申請調査書

所長 印
調査者 印

(空港名) 空港

申 請 者	名 称				
	設 立 年 月 日				
	定款又は寄付行為の目的 (法人である場合)				
	資 本 の 額 (法人である場合)				
	現に行っている事業の概要				
	現に構内営業者であるもの については営業種目および その承認又は届出年月日				
	最近の事業年度の経営成績	会計期	年 月 日 ~	年 月 日	
	売上高	円			
	営業利益	円	営業利益率 %		
	経常利益	円	経常利益率 %		
	当期利益	円	利益余剰金 円		
申 請 営 業	営 業 の 種 目	特定の者を相手方とする 営業の場合	相手方の名称		
			契約書等	有 ・ 無	
		公募審査を経た申請の場合、 選定されたことを示す書類	東空理第 号 (年 月 日)	
	利 用 施 設	(施設名)	(面積)		
				m ²	
		国有財産の一時使用の許可	年 月 日 申請		
		施設設置の承認	年 月 日 申請		
私 有 財 産 等 の 賃 借	相手方の名称				
	契約書等	有 ・ 無			

申請理由	
申請事業に関する官庁の許可状況	<p>1 不要</p> <p>2 (名称) (官庁名) (許可年月日) (根拠法規名 及び 条文)</p>
空港利用状況	<p>平成 年</p> <p>(着陸回数)</p> <p>(乗降客数)</p> <p>(積卸貨物量)</p>
事務所所見	承認条件「当該営業が空港利用者の利便のために必要なものであること」に対する所見
	承認条件「当該営業が空港の適正な運営を妨げないものであること」に対する所見
	承認条件「当該営業の遂行上適切な計画を有するものであること」に対する所見
	総括所見

※事務所所見は、当該営業を行うことによる空港管理上の影響等の観点から記載すること。

構内営業承認申請審査書

件名	
申請者	
申請営業種類	
申請営業種目	
申請理由	
利用予定施設等	
現に当該空港で行っている営業の概要	
現に行っているその他の営業の概要	
会社概要	
①商号	
②本店所在地	
③代表者	
④設立年月日	
⑤資本金	
⑥主要な株主	
⑦従業員数	
⑧商業登記簿上の目的	

審査基準

①当該営業が空港利用者の利便のために必要なものであること。

②当該営業が空港の適正な運営を妨げないものであること。

③当該営業の遂行上適切な計画を有するものであること。

④「駐車場業の構内営業の承認に当たっての公募制の導入について（平成15年10月27日付、国空管第134号）」により公募を行うこととされている営業に関しては、構内営業者評価選定審査会において選定されたものであること。

所見

承認書

殿

平成 年 月 日付けで申請のあった〇〇空港における構内営業は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号。以下「規則」という。）第12条第1項の規定に基づき下記の期間及び条件を附して承認する。

なお、この承認について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この承認のあったことを知った翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この承認があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

1. (承認種目等)

承認する営業の類別及び種目は次のとおりとする。

営業の類別 第1類構内営業

営業種目

2. (期限等)

承認の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

ただし、その承認の期間の満了前に国有財産の使用許可期間（使用許可期間に終期の定めがある場合は終期を満了日とする。）が満了し、又は当該許可を取り消された場合には、その満了日又は取り消し日をもって承認の期間は終了するものとする。

なお、承認の期間を更新しようとするときは、承認の期間の満了2ヶ月前までに〇〇空港事務所長を経由して東京航空局長に申請しなければならない。

3. (法令遵守)

承認する営業の実施に当たっては、規則その他関係諸法令を遵守しなければならない。

4. (承認の取消等)

次の各号の一に該当するときは、営業の全部若しくは一部について承認の取消、若しくは、営業の停止を命ずることがある。

この取消又は停止処分により生じた損害について、東京航空局長はその責を負わない。

- (1) 合理的な理由なく役務の提供を拒むなど、当該営業に関して著しく不当な行為があったとき。
- (2) 資格要件を満たさないと認められることとなったとき。
- (3) 他の構内営業者の営業行為を阻害するなど、当該営業が空港の適正な運営を妨げることになったとき。
- (4) 当該営業を適確に遂行することができないと認められるとき。
- (5) 法令若しくは規則に基づく命令又はこの承認に附した条件に従わなかったとき。
- (6) 本承認に係る申請に虚偽が判明したとき等、不正の手段により承認を受けたことが判明したとき。
- (7) 申請者が規則に違反したとき。
- (8) 国有財産等使用許可又は施設設置等承認が取り消されたとき。

5. (変更事項の報告)

氏名又は住所（法人にあっては、名称、住所、定款又は寄付行為、資本の額、役員、団体にあっては、名称又は住所）に変更があったときは速やかにその旨を書面をもって、〇〇空港事務所長を経由して東京航空局長に提出しなければならない。

6. (決算書の提出)

決算報告書及び当該空港内の構内営業実績報告書は、毎営業年度終了後4ヶ月以内に〇〇空港事務所長を経由して東京航空局長に提出しなければならない。

7. (事業計画書等の提出)

営業承認の更新にあたっての添付書類として、当該空港内の構内営業実績報告書を提出するとともに、3年に一回、事業計画書、資金調達概要及び事業収支見積書（各3カ年分）を〇〇空港事務所長を経由して東京航空局長に提出すること。事業計画については、構内営業実績と比較できるよう、少なくとも損益計算書のうち営業収益・売上高、営業費用、営業利益を含むこととする。なお、提出された構内営業実績を踏まえ、次年度以降の適正な営業が不透明な場合、東京航空局長はヒアリングを実施することがある。

8. (駐車場利用実績の報告)

東京航空局長又は空港事務所長から駐車場利用台数の報告を求められた場合には速やかに報告をしなければならない。

9. (営業の休廃止)

規則第14条に基づく営業の休廃止をしようとするときは、事前に〇〇空港事務所長を経由して東京航空局長に届出しなければならない。

10. (入居者の選定及び管理の基準)

入居者の選定及び管理は、空港の秩序の維持及び品位の保持の見地から行い、当該営業が空港の適正な運営を妨げないものであること。

1 1. (入居契約の特約)

規則第25条に基づき、東京航空局長が当該営業に係る施設の使用の停止又は修理、改造、移転、除去その他の措置を命じた場合に、当該命令の範囲内で入居者との入居契約を変更し、又は解除できる旨の特約を入居契約の中に設けなければならない。

1 2. (入居者についての報告義務)

毎年4月1日現在の全入居者の状況について、一覧表(名称、事業内容が記載されたもの)を作成し、その年の4月30日までに〇〇空港事務所長を経由して東京航空局長に報告しなければならない。

1 3. (安全の確保)

営業者は、本営業に使用する施設における航空輸送及び旅客等の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず安全性の向上に努めるとともに、本承認後速やかに安全の確保のための必要な計画を定め、東京航空局長に届け出るとともに、当該計画に従って適正に営業及び施設管理を実施しなければならない。

なお、計画内容に変更が生じた場合には速やかに東京航空局長へ届け出なければならない。

1 4. (果たすべき役割)

- (1) 当該営業を行うにあたり、航空需要に適切に対応した役務の提供を行うこと。
- (2) 当該営業を行うにあたり、自ら職員の育成に努めるとともに、空港において役務を提供する事業者等の空港関係者と連携・協力し、利用者の利便の増進を図ること。

1 5. (空港経営改革への協力)

滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間による運営等の実施を主たる手法とする空港経営改革について、承認の期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続に際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと【、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続を行うこと、】、国の空港経営改革の方針や関係者との調整に積極的に協力すること等のもとより、国からの協力要請があった場合には、その要請に従うこと。

1 6. (事業実施に係る留意事項)

民活空港運営法第2条第5項に規定する国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権が設定された際に支障となることがないように、新たな施設の整備や改修を含む事業の実施については、国土交通省航空局等と十分な協議・調整を行い、その指示に従うこと。

平成 年 月 日

国土交通省東京航空局長

○ ○ ○ ○

- ※ 8については駐車場業を行うものについて適用する。
- ※ 10～12については、貸室業を行うものについて適用する。
- ※ 13については、旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル及び航空機燃料供給固定施設を設置して営業を行うものについて適用する。
- ※ 15の【 】についてはハイドラントは除く。

承 認 書

殿

平成 年 月 日付けで申請のあった〇〇空港における構内営業は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号。以下「規則」という。）第12条の2第1項の規定に基づき下記の期間及び条件を附して承認する。

なお、この承認について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この承認のあったことを知った翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この承認があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取り消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

1.（承認種目等）

承認する営業の類別及び種目は次のとおりとする。

営業の類別 第2類構内営業
営業種目

2.（期限等）

承認の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

なお、承認の期間を更新しようとするときは、承認の期間の満了2ヶ月前までに〇〇空港事務所長に申請しなければならない。

3.（法令遵守）

承認する営業の実施に当たっては、規則その他関係諸法令を遵守しなければならない。

4.（承認の取消等）

次の各号の一に該当するときは、営業の全部若しくは一部について承認の取消、若しくは、営業の停止を命ずることがある。

この取消又は停止処分により生じた損害について、〇〇空港事務所長はその責を負わない。

(1) 合理的な理由なく役務の提供を拒むなど、当該営業に関して著しく不当な行為があったとき。

- (2) 資格要件を満たさないと認められることとなったとき。
- (3) 他の構内営業者の営業行為を阻害するなど、当該営業が空港の適正な運営を妨げることになったとき。
- (4) 当該営業を適確に遂行することができないと認められるとき。
- (5) 法令若しくは規則に基づく命令又はこの承認に附した条件に従わなかったとき。
- (6) 本承認に係る申請に虚偽が判明したとき等、不正の手段により承認を受けたことが判明したとき。
- (7) 申請者が規則に違反したとき。

5. (変更事項の報告)

氏名又は住所（法人にあっては、名称、住所、定款又は寄付行為、資本の額、役員、団体にあっては、名称又は住所）に変更があったときは速やかにその旨を書面をもって、〇〇空港事務所長に提出しなければならない。

6. (決算書の提出)

決算報告書及び当該空港内の構内営業実績報告書は、毎営業年度終了後4ヶ月以内に〇〇空港事務所長に提出しなければならない。

7. (事業計画書等の提出)

営業承認の更新にあたっての添付書類として、当該空港内の構内営業実績報告書を提出するとともに、3年に一回、事業計画書、資金調達概要及び事業収支見積書（各3カ年分）を〇〇空港事務所長に提出すること。事業計画については、構内営業実績と比較できるよう、少なくとも損益計算書のうち営業収益・売上高、営業費用、営業利益を含むこととする。なお、提出された構内営業実績を踏まえ、次年度以降の適正な営業が不透明な場合、〇〇空港事務所長はヒアリングを実施することがある。

8. (営業の休廃止)

規則第14条に基づく営業の休廃止をしようとするときは、事前に〇〇空港事務所長に届出しなければならない。

9. (果たすべき役割)

- (1) 当該営業を行うにあたり、航空需要に適切に対応した役務の提供を行うこと。
- (2) 当該営業を行うにあたり、自ら職員の育成に努めるとともに、空港において役務を提供する事業者等の空港関係者と連携・協力し、利用者の利便の増進を図ること。

10. (空港経営改革への協力)

滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間による運営等の実施を主たる手法とする空港経営改革について、承認の期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営

権者の公募・選定手続に際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続を行うこと、国の空港経営改革の方針や関係者との調整に積極的に協力すること等はもとより、国からの協力要請があった場合には、その要請に従うこと。

平成 年 月 日

〇〇空港事務所長

〇 〇 〇 〇

構内営業承認申請に係る誓約書

- 私
 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 2 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が必要に応じ、警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 構内営業承認の相手方として不適当な者

- (1) 規則第 1 2 条又は第 1 2 条の 2 に基づく申請を行う者（個人、法人又は団体をいう。以下「申請者」という。）が、同条に基づき承認を拒否された日又は規則第 2 6 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき承認を取り消された日から 2 年を経過しない者であるとき。
- (2) 申請者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去 2 年以内に規則第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 2 に基づく承認を拒否された法人若しくは団体又は規則第 2 6 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めているとき。
- (3) 申請者の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 申請者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (6) 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (7) 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (8) 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 警察への通報等

- (1) 構内営業に当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※ 1）、政治活動標

ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、承認者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

東京航空局長

〇〇空港事務所長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名 又は 名称

印

構内営業届出書

平成 年 月 日

〇〇空港事務所長 殿

住 所

電話番号

氏名又は名称

印

〇〇空港内において下記の構内営業を行いたいので、空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）第 12 条の 3 第 1 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出書受理後は、空港管理規則その他関係諸法令及び〇〇空港事務所長の指示又は命令を遵守します。

また、滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間による運営等の実施を主たる手法とする空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行い、国管理空港運営権者の公募・選定手続に際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従い、国管理空港運営権者への空港機能指定事業の円滑な引き継ぎのために必要な手続きを行うこと、国の空港経営改革の方針や関係者との調整に積極的に協力すること等はもとより、国からの協力要請があった場合には、その要請に従います。

なお、氏名又は住所（法人にあっては、名称、住所、定款、資本の額又は役員、団体にあっては、名称又は住所）に変更があったときは、すみやかにその旨を報告します。毎営業年度終了後 4 ヶ月以内に決算報告書を提出します。また、〇〇空港事務所長から指示があったときは、改めて構内営業届出書を提出します。

記

1. 営業の種類、種目及び目的

- (1) 第 3 類営業
- (2) 営業種目
- (3) 目 的

2. 申請理由

3. 利用予定施設等

- (1) 名称及び位置 (別添図示のとおり)
- (2) 面積 m^2
- (3) 構造 造 階建
- (4) 使用車両の種類及び台数
- (5) 従業員数及び空港内従業員数
- (6) その他

4. 資本の額

5. 現に当該空港で行っている営業の種類及びその概要

- (1) 第 類営業
- (2) 営業の概要

6. 現に行っているその他の営業の概要 (他空港・空港外)

7. 添付書類

- (1) 空港管理規則 第 1 2 条の 3 第 2 項該当の書類
- (2) 利用予定施設につきその所有者との間で締結した使用契約書の写
- (3) その他参考資料

譲渡
構内営業貸渡し承認申請書
委託

平成 年 月 日

(長経由)
長 殿

甲 住 所
電話番号
氏名又は名称 印

譲渡
営業の受渡しを受けようとする者
委託

乙 住 所
電話番号
氏名又は名称 印

平成 年 月 日付け、〇〇〇第〇〇号で承認された〇〇空港における甲の構内営業のうち、

譲渡
下記営業について、甲は乙に対し、その営業を貸渡ししたいので、空港管理規則（昭和27年委託
運輸省令第44号）第13条第1項の規定により関係書類を添えて甲、乙連名で申請します。

なお、承認後は、空港管理規則その他関係諸法令及び東京航空局長の指示又は命令を遵守します。

〇〇空港事務所長

記

1. 譲渡、貸渡し又は委託予定の営業の種類、種目及び理由
 - (1) 第 類営業
 - (2) 営業種目

(3) 理由

2. 利用予定施設等

- (1) 名称及び位置 (別添図示のとおり)
- (2) 面積 m^2
- (3) 構造 造 階建
- (4) 使用車両の種類及び台数
- (5) 従業員数及び空港内従業員数

3. 譲渡、貸渡し又は委託を受けようとする者が、現に当該空港で行っている営業の種類及びその概要

- (1) 第 類営業
- (2) 営業の概要

4. 譲渡、貸渡し又は委託を受けようとする者が、現に行っているその他の営業の概要 (他空港・空港外)

5. 添付書類

- (1) 空港管理規則 第 13 条第 2 項 該当の書類
- (2) 営業の譲渡・譲受、貸渡し・借受け又は委託・受託にする総会又は役員会の決議書等の写
- (3) 譲渡、貸渡し又は委託を受けようとする者の事業計画書及び資金調達概要並びに事業収支見積書 (3ヶ年分)
- (4) 譲渡、貸渡し又は委託を受けようとする者の常勤役員、実務担当責任者の経歴書及び株主名簿
- (5) 譲渡、貸渡し又は委託を受けようとする者の構内営業承認申請に係る誓約書 (様式 - 7)
- (6) その他参考資料

譲渡
構内営業貸渡し届出書
委託

平成 年 月 日

長 殿

甲 住 所
電話番号
氏名又は名称 印

譲 渡
営業の受渡しを受けようとする者
委 託

乙 住 所
電話番号
氏名又は名称 印

平成 年 月 日付け、〇〇第〇〇号で届け出た〇〇空港における甲の構内営業のうち、
下記

譲渡

営業について、甲は乙に対し、その営業を貸渡ししたいので、空港管理規則（昭和２７年運輸省
委託

令第４４号）第１３条第４項の規定により関係書類を添えて甲、乙連名で届け出ます。

届出書受理後は、空港管理規則その他関係諸法令及び〇〇空港事務所長の指示又は命令を遵守
します。

また、滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間の運営
等の実施を主たる手法とする空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土
交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行い、国管
理空港運営権者の公募・選定手続に際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従い、
国管理空港運営権者への空港機能指定事業の円滑な引き継ぎのために必要な手続きを行うこと、
国の空港経営改革の方針や関係者との調整に積極的に協力すること等はもとより、国からの協力
要請があった場合には、その要請に従います。

なお、氏名又は住所（法人にあっては、名称、住所、定款、資本の額又は役員、団体にあって
は、名称又は住所）に変更があったとき

は、すみやかにその旨を報告します。毎営業年度終了後４ヶ月以内に決算報告書を提出します。

また、

〇〇空港事務所長から指示があったときは、改めて構内営業届出書を提出します。

記

1. 譲渡、貸渡し又は委託予定の営業の種類、種目及び理由

- (1) 第3類営業
- (2) 営業種目
- (3) 理由

2. 利用予定施設等

- (1) 名称及び位置（別添図示のとおり）
- (2) 面積 m^2
- (3) 構造 造 階建
- (4) 使用車両の種類及び台数
- (5) 従業員数及び空港内従業員数

3. 譲渡、貸渡し又は委託を受けようとする者が、現に当該空港で行っている営業の種類及びその概要

- (1) 第 類営業
- (2) 営業の概要

4. 譲渡、貸渡し又は委託を受けようとする者が、現に行っているその他の営業の概要（他空港・空港外）

5. 添付書類

- (1) 空港管理規則 第13条第5項 該当の書類
- (2) その他参考資料

構内営業休止届出書 廃止

平成 年 月 日

(長経由)
長 殿

住 所
電話番号
氏名又は名称 印

平成 年 月 日付け、〇〇第〇〇号で承認された〇〇空港における構内営業のうち、
届け出た
下記営業について、休止したいので、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第14条
廃止
の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 休止又は廃止の営業の種類、種目及び理由

- (1) 第 類営業
- (2) 営業種目
- (3) 理 由

2. 休止の期間又は廃止の時期

3. 利用施設等

- (1) 名称及び位置（別添図示のとおり）
- (2) 面積 m^2
- (3) 構造 造 階建
- (4) 使用車両の種類及び台数
- (5) 従業員数及び空港内従業員数

4. 休止又は廃止しようとする者が、現に当該空港で行っている営業の種類及びその概要

- (1) 第 類営業

(2) 営業の概要

5. 休止又は廃止しようとする者が、現に行っているその他の営業の概要（他空港・空港外）

6. 添付書類

(1) 休止又は廃止に関する総会又は役員会の決議書等の写

(2) その他参考資料

構内営業再開届出書

平成 年 月 日

(経由)
長 殿

住 所
電話番号
氏名又は名称 印

平成 年 月 日付け、〇〇第〇〇号で休止をお届けいたしました〇〇空港における構内営業については、下記により再開しますので、お届けいたします。

記

1. 再開する営業の種類、種目及び理由

- (1) 第 類営業
- (2) 営業種目
- (3) 理 由

2. 営業再開の時期

3. 利用施設等

- (1) 名称及び位置 (別添図示のとおり)
- (2) 面積 m^2
- (3) 構造 造 階建
- (4) 使用車両の種類及び台数
- (5) 従業員数及び空港内従業員数

4. 添付書類

- (1) 営業の再開に関する総会又は役員会の決議書等の写
- (2) 事業計画書及び資金調達概要並びに事業収支見積書
- (3) その他参考資料

構内営業料金設定承認申請書 変更

平成 年 月 日

(長経由)
長 殿

住 所
電話番号
氏名又は名称

印

平成 年 月 日付け、〇〇〇第〇〇号で承認された〇〇空港における構内営業（営業種目）に係る料金等を下記のとおり設定したいので、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第16条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、承認後は、空港管理規則その他関係所法令及び東京航空局長の指示又は命令を遵守します。

記

1. 設定又は変更しようとする理由
2. 設定又は変更しようとする価格又は料金の種類及び額
3. 料金の徴収方法
4. 実施時期
5. 算出根拠
6. 新旧対照表（変更の場合に限る。）
7. 参考資料

構内営業料金設定承認申請書

平成 年 月 日

(長経由)
長 殿

住 所
電話番号
氏名又は名称 印

平成 年 月 日付け、〇〇〇第〇〇号で承認された〇〇空港における構内営業（駐車場業）に係る料金等を下記のとおり設定したいので、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第16条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、承認後は、空港管理規則その他関係所法令及び東京航空局長の指示又は命令を遵守します。

また、承認料金を下回る額に変更しようとするときは、届け出ることとします。

記

1. 設定しようとする理由
2. 設定しようとする料金の種類及び上限額
3. 料金の徴収方法
4. 実 施 時 期
5. 算 出 根 拠
6. 参 考 資 料

構内営業料金承認申請調査書

所長 印

調査者 印

(空港名) 空港

申請者	
営業種目	
申請理由	
設定又は変更しようとする価格又は料金種類及び額	
料金の徴収方法	
実施時期	
事務所所見	承認条件「特定の空港利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」に対する所見
	総括所見

※ 事務所所見は、当該料金設定・変更による空港管理上の影響等の観点から記載すること。

構内営業料金承認申請審査書

件名	
申請者	
営業種目	
申請理由	
設定又は変更しようとする 価格又は料金種類及び額	
料金の徴収方法	
実施時期	
審査基準	
①合理的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを越えないものであること。	
②特定の空港利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。	
所見	

承 認 書

殿

平成 年 月 日付けで申請のあった、 における構内営業に係る料金等の設定については、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第16条の規定に基づき、下記の条件を付して承認する。

なお、この承認について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この承認のあったことを知った翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この承認があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取り消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

1. 承認する料金等の種類及び額

平成 年 月 日
国土交通省 東京航空局長
○ ○ ○ ○

承 認 書

殿

平成 年 月 日付けで申請のあった、 における構内営業（駐車場業） 係る料金設定については、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第16条の規定に基づき、下記の条件を附して承認する。

なお、この承認について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この承認のあったことを知った日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この承認があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取り消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

1. 承認する料金の種類及び額
2. 承認料金を下回る額に変更しようとするときは、届け出なければならない。
3. 当該承認料金に係る事業収支を、毎営業年度終了後すみやかに〇〇空港事務所長を經由して東京航空局長に提出しなければならない。

平成 年 月 日
国土交通省 東京航空局長
〇 〇 〇 〇

構内営業料金変更届出書

平成 年 月 日

(〇〇空港事務所長 経由)
東京航空局長 殿

住 所
電話番号
氏名又は名称 印

〇〇空港における構内営業（駐車場業）に係る料金について、下記のとおり変更しますので、平成 年 月 日付 東空理第〇〇号に基づき届出いたします。

届出受理後は、空港管理規則その他関係諸法令及び東京航空局長及び〇〇空港事務所長の指示または命令を遵守します。

また、事業収支を毎営業年度終了後すみやかに〇〇空港事務所長を経由して東京航空局長に提出します。

記

1. 変更しようとする理由
2. 変更しようとする料金の種類及び額
3. 実施時期

